

休会細則

(平成22年11月1日制定、平成25年10月9日改定)

(目的)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の定款に定められた事項のほか、本法人の休会に関し必要な事項を定める。

(権利)

第2条 正会員は、病気療養、海外留学等、理事会が妥当と判断できる理由がある場合、休会を申請する権利を有する。

(申請)

- 第3条 休会希望者は医師の診断書、海外留学の招聘状等、休会の理由を説明できる書類を添付の上、原則、休会日の1カ月前までに理事長宛に、所定の休会申請書を提出しなければならない。
2. 未納会費がある場合には、それを全納しなければならない。
 3. 理事長は、休会申請書が提出されたときは、理事会に諮り、その可否を決定し、申請者に通知しなければならない。
 4. 正会員は休会中の連絡先に変更があった場合には、それを届け出なければならない。

(更新)

- 第4条 休会は年度ごとに更新申請をしなければならない。
2. 休会を更新する場合は、新年度開始の1カ月前までに理事長宛に、休会申請書を提出しなければならない。新年度までに更新申請がない場合、休会は自動的に解除される。
 3. 休会期間の上限は3年とする。

(休会中の資格)

- 第4条 休会期間中の会員歴は継続されるが、選挙権、被選挙権、役員、代議員、委員会委員及び専門医申請の資格は停止される。
2. 選挙権、被選挙権、役員、代議員、委員会委員及び専門医申請の資格に関連する会員歴は、1日単位で減算される。
 3. 休会期間中の会費は年度単位で免除されるが、休会期間が1年未満である場合には原則、会費免除の対象とならない。

(復帰)

- 第5条 正会員は、休会理由が消失した場合、理事長宛に所定の復帰申請書を提出しなければならない。
2. 理事長は、復帰申請書を受理した日をもって正会員の休会を解除する。
 3. 復帰した正会員は、速やかに当該年度の年会費を納入しなければならない。

(細則の変更)

第6条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。